○国土交通省令第十二号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第四号並びに第十条第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令の一部改正）

第一条　移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令
目次	目次
第一章　総則（第一条―第二条の二）	第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第三条―第十条）	第二章　歩道等（第三条―第十条）
第三章　立体横断施設の構造（第十一条―第十六条）	第三章　立体横断施設（第十一条―第十六条）
第四章　乗合自動車停留所の構造（第十七条・第十八条）	第四章　乗合自動車停留所（第十七条・第十八条）
第五章　路面電車停留場等の構造（第十九条―第二十一条）	第五章　路面電車停留場等（第十九条―第二十一条）
第六章　自動車駐車場の構造（第二十二条―第三十二条）	第六章　自動車駐車場（第二十二条―第三十二条）
第七章　旅客特定車両停留施設の構造（第三十三条―第四十三条）	第七章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第三十三条―第三十七条）
第八章　移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第四十四条―第四十八条）	
第九章　旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法（第四十九条―第五十八条）	
附則	附則
（趣旨）	（趣旨）
第一条　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準）並びに同条第三項及び第四項の主務省令で定める基準を定めるものとする。	**第一条**　この省令は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三条第二号の一般国道にあっては法第十条第一項に規定する道路移動等円滑化基準）を定めるものとする。
（用語の定義）	（用語の定義）
第二条　この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。	**第二条**　この省令における用語の意義は、法第二条、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条（第四号及び第十三号に限る。）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。
一　有効幅員　歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場若しくは旅客特定車両停留施設の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員、除雪のために必要な幅員又は道路構造令第四十一条第一項の歩行者の滞留の用に供する部分の幅員を除いた幅員をいう。	一　有効幅員　歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。
二・三　（略）	二・三　（略）